市道	戸出戸出春日一号線	高岡市戸出市野瀬新三四一〇から同市戸出春日二六二まで
市道	戸出町一丁目戸出大清水線	高岡市戸出町一丁目五〇から同市戸出大清水五〇九まで
市道	戸出町一丁目四号線	高岡市戸出町一丁目三〇三五から同市戸出町吉住一七〇まで
市道	戸出市野瀬戸出町三丁目線	高岡市戸出市野瀬二七五七から同市戸出町三丁目一三四〇番二まで
市道	戸出町二丁目五号線	高岡市戸出町二丁目一三三二から同市戸出町二丁目一八〇三まで
市道	戸出町三丁目三号線	高岡市戸出町三丁目八九九から同市戸出町三丁目二九二まで
市道	戸出町三丁目五号線	高岡市戸出町三丁目一二七八番一から同市戸出町三丁目九三三まで
市道	戸出町六丁目二号線	高岡市戸出伊勢領二四一〇から同市戸出町六丁目三一七まで
市道	戸出町四丁目醍醐線	高岡市戸出町四丁目一五から同市醍醐一四五七まで
市道	戸出光明寺戸出竹線	高岡市戸出光明寺一五一二番四から同市戸出竹二一まで
市道	戸出町二丁目戸出光明寺一号線	高岡市戸出町二丁目七九六から同市戸出光明寺二八番三まで
市道	戸出町一丁目戸出光明寺線	高岡市戸出町一丁目三一〇二から同市戸出光明寺四九一まで
市道	戸出光明寺戸出吉住新線	高岡市戸出光明寺一五〇五から同市戸出吉住新一八まで
市道	西藤平蔵十二町島二号線	高岡市西藤平蔵四三六から同市十二町島一〇まで
市道	上伏間江戸出石代線	高岡市上伏間江一四五から同市戸出石代二一六まで
市道	下代二号線	高岡市下麻生五〇五八から同市下麻生五三五四まで
市道	戸出吉住新川原線	高岡市戸出吉住新一七から同市戸出石代二二四まで
市道	戸出石代川原線	高岡市戸出吉住六五七から同市戸出西部金屋七八二まで
市道	戸出石代西部金屋一号線	高岡市戸出石代三番一三から同市戸出西部金屋七七六まで
市道	北島九号線	高岡市北島二八五から同市北島一三二三まで
市道	北島八号線	高岡市北島一二八〇から同市北島一三五四番一まで
市道	和田内島線	高岡市和田四五から同市荒屋敷一四八まで
市道	伏木古府三丁目伏木一宮二丁目一号線	高岡市伏木古府三丁目三六番一から同市伏木一宮二丁目三三三まで
市道	伏木一宮一丁目二号線	高岡市伏木一宮一丁目七〇二から同市伏木一宮一丁目一三五まで
市道	能町二二号線	高岡市能町八八七から同市能町八三八まで
市道	能町五八号線	高岡市能町南三丁目八七から同市能町南三丁目一〇まで
市道	下伏間江一三号線	高岡市下伏間江一二三から同市下伏間江三五三まで
市道	下伏間江六号線	高岡市二塚三三三から同市二塚四〇一まで
市道	二塚二九号線	高岡市二塚三八七番一から同市二塚四〇一まで
市道	二塚二八号線	高岡市二塚三二一番一から同市二塚四一四まで
市道	蔵野町辻一号線	高岡市蔵野町八から同市辻二三五まで
市道	中保蔵野町線	高岡市中保一七〇から同市蔵野町六七まで
市道	笹川立野一号線	高岡市笹川五〇六九番一から同市立野三八八番一まで
市道	舞谷宮の前線	高岡市舞谷一四〇五から同市舞谷一七六〇まで
市道	戸出町三丁目二一号線	高岡市戸出町三丁目二二二〇から同市戸出町三丁目二三九七まで
市道	下麻生四号線	高岡市下麻生三一八から同市下麻生一七九まで
市道	下麻生八号線	高岡市下麻生三三〇番二から同市下麻生八三四まで
市道	上向田前田東線	高岡市福岡町上向田八二番から同市福岡町上向田三七番まで
市道	岸度川線	高岡市福岡町福岡新六一三番から同市福岡町大野九七番まで
市道	白川原馬場線	高岡市福岡町馬場六八番から同市福岡町赤丸八〇四番まで
市道	土屋加茂線	高岡市福岡町土屋一九一番から同市福岡町土屋一八四番まで
市道	土屋馬場線	高岡市福岡町土屋四一三番から同市福岡町馬場一〇八番まで
市道	梨木線	高岡市福岡町下蓑新三八四番から同市福岡町下蓑三八二番まで
市道	稗島支線	高岡市福岡町福岡九九八番から同市福岡町福岡四三七番まで
市道	福岡上蓑線	高岡市福岡町福岡一〇五七番から同市福岡町上蓑七八番まで
市道	福岡下老子線	高岡市福岡町福岡四九一番から同市福岡町下老子四四三番まで
市道	福岡三日市橋線	高岡市福岡町下蓑二二四七番から同市福岡町大野一一一番まで
市道	矢部四十万線	高岡市福岡町矢部五一〇番から同市福岡町福岡新九七番まで
市道	荒又川線	高岡市福岡町小伊勢領一六四から同市福岡町矢部二九八まで
市道	荒屋敷下老子線	高岡市福岡町大滝一七番八から同市福岡町下老子三四番まで
市道	荒屋敷本領線	高岡市福岡町荒屋敷一九二番一から同市福岡町本領七四〇番一まで
市道	上向田赤丸線	高岡市福岡町上向田八七番から同市福岡町赤丸三四〇番まで
市道	小伊勢領江尻線	高岡市福岡町矢部五四番から同市福岡町江尻二五一番まで
市道	小伊勢領開𦾔線	高岡市福岡町小伊勢領一九八番から同市福岡町開𦾔一五九番まで
市道	福岡大滝線	高岡市福岡町大滝二六六番から同市福岡町大滝四九一番一まで
市道	古村向野線	高岡市福岡町赤丸三六五番から同市福岡町赤丸一一八番まで
市道	本領下老子線	高岡市福岡町本領七三八番から同市福岡町下老子七二三番まで
市道	古村舞谷線	高岡市福岡町赤丸一〇六六から同市福岡町舞谷六九まで
市道	舞谷前田線	高岡市福岡町舞谷三八四〇から同市福岡町舞谷三九四五まで
市道	舞谷こぶし荘線	高岡市福岡町舞谷三四から同市福岡町舞谷二〇四四まで
市道	佐野三〇号線	高岡市佐野三七六から同市和田一三五七まで

備考　適用は平成二十五年十一月十二日とする。

官庁報告

官庁事項

太平洋広域漁業調整委員会指示第十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるいかなご漁業について、次のとおり指示する。

平成二十五年十一月六日

太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「いかなご漁業」　愛知県漁業調整規則（昭和二十六年十一月一日規則第八十五号）第四条第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業並びに三重県漁業調整規則（昭和四十一年四月十五日規則第二十一号）第七条第二号に規定する漁業のうちいかなご船びき網漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業、親いかなご船びき網漁業及びばっち網漁業

(2)　「いかなご残存資源尾数」　愛知県及び三重県の海面におけるいかなごの当歳魚の尾数